

第23回東京都廃棄物審議会

速 記 録

日 時：令和元年10月8日（火）10:00～11:20

場 所：東京都庁第一本庁舎 42階 特別会議室B

○中島計画課長 それでは、定刻となりましたので第23回「東京都廃棄物審議会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日はお忙しい中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

私は、事務局を務めさせていただきます、計画課長の中島でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、このたび事務局に異動がございましたので御紹介をさせていただきます。

まず、資源循環調整担当課長、福安でございます。

続きまして、埋立調整担当課長、久保田でございます。

資料についてでございますが、本日もペーパーレス会議システムを利用しており、全ての資料はタブレット端末に格納してございます。ただし、委員の皆様のお手元には座席表と資料2を紙資料で配付させていただいております。

最後に、本日の出欠状況についてお知らせいたします。本審議会の委員の総数は22名でございます。金丸委員、蟹江委員、斉藤委員、佐藤委員、杉山委員、並木委員、西川委員、橋本委員、福留委員、宮脇委員につきましては、本日御都合により欠席と承っております。

ただいま出席の委員数は12名でございますので、委員総数の過半数に達しており、定足数を満たしていることを御報告いたします。

事務局からは、以上でございます。

今後の議事の進行につきましては、安井会長にお願いしたいと思います。

安井会長、よろしくお願いいたします。

○安井会長 皆様、おはようございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思いますが、その前に1点御案内がございます。

本審議会におきましては、プラスチックに関する関係者より意見の聴取を行うこととしておりまして、日本プラスチック工業連盟専務理事の岸村様を参考人として呼びをしております。岸村様にはプラスチック部会にも参加をいただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますけれども議事に入らせていただきます。

本日でございますけれども、これまでいろいろと御検討いただきました。まずは、プラスチック部会での議論を取りまとめた最終答申案につきまして、最後の議論をしていただいて、御了解をいただければ局長に最終答申としてお渡しをさせていただきたいと思っております。

部会での議論でございますけれども、先ほど御紹介がございましたように杉山部会長が急遽御欠席でございますので、事務局からの御説明をいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○古澤資源循環推進専門課長 資源循環推進専門課長の古澤でございます。

私のほうから、プラスチック部会での審議の内容を踏まえた「プラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方について 最終答申（案）」について、御説明をさせていただきます。

中間答申をいただきました後、国内外の状況を踏まえた上で、さらに具体的な施策について議論を進めていくということになっておりましたので、プラスチック部会を8月6日、それから9月25日という形で2回、開催をしていただきました。

部会では、さまざまな御意見を活発に議論いただいたところでございます。部会委員の皆様、ありがとうございました。

中間答申からの大きな変更点といたしましては、1つは容器包装リサイクル法の分別収集の促進について、例えば強力に後押しする仕組みを検討すべき等、いくつか記述を追加している点。

それから、レジ袋の有料化に関しては、部会の中でもさまざまな御意見がありましたので、それらの意見を答申案に盛り込んだという点。

さらに、廃プラスチックの現在のひっ迫の状況を踏まえて、緊急対応として業界団体等の取組を後押しして、新たな国内資源循環ルートの普及を図っていくべきと、オリ・パラ関連なども記述を追加しているところでございます。

では、お手元の資料2に沿いまして、部会のほうでまとめていただきました最終答申案について御説明をさせていただきます。

資料の前半部分につきましては、主にデータの修正でございます。主立ったところを御説明させていただきます。

3ページ目の冒頭のところでございます。資源が大量に消費されているという状況につきまして、中間答申のときにはOECDのデータを引用しておりましたが、国連環境計画のほうでレポートが作成されましたので、そちらのデータをここでは採用をするという形に差しかえてございます。「1）資源利用量の増大と気候変動、生物多様性の喪失」ということで述べられております。

次のページでございます。「2）パリ協定とCO2実質ゼロ」のところでは、赤字のところでございます。東京都が今年の5月に「ゼロエミッション東京」を目指すということを知事が宣言をいたしましたのでその旨を記載してございます。「都は、CO2実質ゼロに貢献する『ゼロエミッション東京』を2050年までに実現するため、2019年12月に『ゼロエミッション東京戦略』を策定することとしている」と入れまして、その後ろに「CO2実質ゼロは直ちに達成できるわけではないが、そこを目指してプラスチックなどの資源利用のあり方を見直していく必要がある」としてございます。

その下の「3）海洋プラスチック問題」というところでございます。こちらにつきましては、5ページ目のところで、「2019年6月のG20大阪サミットでは、2050年までに海洋プラスチックによる新たな汚染をゼロにするという『大阪ブルー・オーシャン・ビジョン』が共有された」という点について記載をした上で、「海洋へのプラスチックの流出をゼロにすることを目指して、早期に対策を進める必要がある」としてございます。

その下のデータでございますけれども、「廃プラスチックの排出・処理状況」につきましては、プラスチック循環利用協会の新しいデータが発行されましたので、それに基づきまして2017年のデータに差しかえてございます。

6ページ目でございます。データですが、上から2行目の一般廃棄物の廃プラスチック、それから5行目、産業廃棄物の都内の廃プラスチックの量をそれぞれ2017年度に改訂してございます。廃棄物の量ですので、水分をかなり含んでいるということもありますので、

先ほどの統計とはそのままでは突合しないということがございます。

その下のところは、貿易統計の数字を新しい数字に改訂をしてございます。

さらに、「2019年5月には、バーゼル条約締約国会議でリサイクルに適さない汚れたプラスチックごみを条約の規制対象に明記する附属書の改正が行われた」云々ということで、記述を追加した上で「廃プラスチックが国内外で不適正に処理されることを防止し、適正なリサイクルを進めることが緊急的な課題となっている」とつなげてございます。

「Ⅱ 先進国の主要都市として東京が果たすべき役割」につきましては、中間答申から変更してございません。6ページから7ページにかけて、東京のマテリアルフットプリントやカーボンフットプリントが多いこと、SDGsのゴール12に向けて取り組むべきことという記載をしてございます。

7ページの「Ⅲ 21世紀半ばに目指すべき資源利用の姿（長期的視点）」ですが、こちらにつきましても、中間答申の時と変更はございません。SDGsのゴール12、さらにはゴール8、そしてC02実質ゼロのプラスチック資源利用について7ページから8ページまでにかけて書いてございます。また、バイオマス資源についても、その限界についてこちらで記載してございます。

9ページ「プラスチックのフローとC02」の図ですが、こちらについても中間答申の時から変更はございません。

10ページ以降でございます。こちらにつきましては、特にプラスチック部会の中でも具体的な施策について、さまざまな御議論をいただきました。

まず、「1）ワンウェイ（使い捨て）のプラスチックの削減」に関しては、「個別の状況に照らして本当に必要なものか、避けられないものかという観点から」いろいろ見直しをしていくべきだということの記述が追加になってございます。

その下でございます。レジ袋の有料化の義務化等につきまして、国でも議論が始まったところでございますが、プラスチック部会の中での議論をこういう形で紹介をして、整理してございます。

リユース可能な場合も含めて、プラスチック袋の範囲を広く捉えるべきとか、あるいはマイバッグに水がつかないようにするためのロール式の袋などは別扱い、有料化が先行している地域等での既存の取組と整合が必要という御意見。対象事業者の範囲につきましては、公平な制度とするため、対象事業者はできるだけ広く捉えるべき。それから価格設定のあり方につきましては、中間答申のときの指摘に加えまして、10円以上とするなど削減の効果が出る価格とすべき、あるいは既に有料化されている例よりも価格を下げるべきではない。また、他方で数円であってもこれまでの実績からすると効果が出る、一律的な価格設定ではなくてある程度事業者の裁量に任せるべきではないかというような御意見があったということで、こちらに紹介してございます。

11ページ目のほうでも、レジ袋の有料化で得られた収益の使途について、清掃や環境保全活動に充当される仕組みが望ましい、あるいは原価への正当な評価も必要である。国の制度の状況によっては条例化を図るべき、逆にダブルスタンダードは避けるべきであるというような、さまざまな御指摘、御意見をいただいたところでございます。

その下でございます。イベント等、やはりこういうところはごみの散乱が生じやすい、要チェックだというところの御意見を反映させております。その下も、文言を少し補って

おります。

12ページでございます。グリーン購入のところでございます。今年の6月に東京都が「都庁プラスチック削減方針」を策定いたしまして、物品調達あるいはリユース食器・カップという形の取組を目指していくことを発表してございますので、その旨の記述をここに追加してございます。

「3）循環的利用の推進及び高度化」のところでございます。こちらにつきましては、まずは容器包装リサイクル法関連では「実施が一部にとどまっている」ということを踏まえて、「プラスチック製容器包装のリサイクルによるCO2削減効果を検証し、分別収集の意義やその効果を区市町村に説明するとともに、分別収集に向けた取組を強力に後押しする仕組みを検討すべきである。分別を進めるに当たっては、多言語の説明資料を用意するなど東京に住む人たちの多様性に十分に配慮する必要がある」というようなことも記載を追加してございます。

その下、「②事業者による効率的な回収の仕組みの構築支援」の関連では、「リサイクルしやすい構造の容器包装を採用する」というような取組についても記載を追加しています。また、実証事業、都がいろいろモデル事業等を行った場合に、その成果の丁寧な説明が必要だという御指摘もいただきました。さらに、ボトルtoボトルの関連、あるいは化学繊維の衣料品等の店頭回収について規制の合理化を図るということについても記述を追加してございます。

「③事業系（業務系・商業系）廃プラスチックのリサイクル」のところでございます。こちらは13ページの最終行から、都としても業務系ビル等の廃プラスチック類について状況を把握して専門家を派遣するなど、排出事業者に助言を行う仕組みを検討すべきという記述を追加してございます。

その下でございます。「選別」という言葉を補ってございます。

4) のすぐ上のところですが、施設整備にあたっても、上記の考え方を踏まえて進めていくべき」ということで、施設整備関連も追加をしてございます。

「4）廃プラスチックの適正な処理・有効利用を確保するための緊急的対応」というところにつきましては、新しく起こした節ということになります。

「外国政府による輸入禁止措置等により、廃プラスチックの処理・有効利用の需給がひっ迫しており、処理業者における保管場所の確保が厳しくなる中、受入先が確保できないことによる不法投棄の発生についても懸念される。

特に、材料リサイクルが困難なものについては、排出段階での分別回収の推進を図りながら、当面の緊急的対応として、産業用の原燃料化など廃プラスチックの有効利用の拡大を図ることが重要である。

都は、国内に滞留する廃プラスチックの適正な有効利用の推進に向け、業界団体等の取組を後押しし、新たな国内資源循環ルートの構築を図っていくべきである。」という、節を追加してございます。

「5）散乱防止・清掃活動を通じた海ごみ発生抑制」についても、部会でさまざまな御意見をいただいております。「レジ袋料金からの充当など」というところはこちらに記載をしてございます。「特に、都民に様々な海の恵みをもたらしている島しょ地域」につきまして、「地元自治体、住民・団体等と連携した清掃活動に一層取り組んでいく必要があ

る」という記述を追加してございます。

その下「6）国際的な連携」でございます。こちらでも「環境学習や市民啓発について、アジア諸都市への国際協力」と、これまで行ってきたことに加えて、「スポーツごみ拾い大会等のイベント」の開催を通じて、「各都市の市民にごみの散乱防止と海ごみの発生抑制を早急に呼びかけていくことを検討すべき」という流れにしております。

15ページの一番下、「7）東京2020大会を機とした取組」に関しましては、16ページになりますが、「リユース容器の使用や紙製容器包装への切替えなどによるワンウェイ・プラスチックの削減と、会場等で排出される廃棄物の分別徹底及び廃プラスチック等の材料リサイクル等に取り組むべき」と、また、大会期間中は会場に限らず、周辺の路上等においての散乱ごみ対策についても記述をしております。

16ページの表のところは先ほどの4）の追加を入れたというところでございます。

17ページでございます。「V 施策の推進にあたって」につきましては、中間答申の時と変更はございません。

最後の「おわりに」のところでございます。こちらにつきましては、「素材・リサイクル手法に関する新たな技術革新と、ワンウェイ・プラスチックに頼らない革新的ビジネスモデルの構築と普及が急務」という趣旨の記述を追加してございます。

最終答申案の本文、中間答申との変更点を中心にご説明をさせていただきました。

参考資料も付けてございますので、あわせて御説明をさせていただきたいと思っております。

部会のときに確認をいただいた資料でございますが、参考資料1は皆様御存じの、国の「プラスチック資源循環戦略（概要）」でございます。

同じく、参考資料2は「海洋プラスチックごみ対策アクションプランの概要」でございます。

参考資料3は、現在、国で議論が行われております「省令改正によるレジ袋有料化について」、それはどういうことなのかをこちらで作成いたしまして部会で御説明した際の資料でございます。現行制度では容器包装リサイクル法第7条4に基づきまして、容器包装廃棄物の排出を抑制するために取り組むべき措置について、判断基準省令が示されてございます。この判断基準省令を改正してレジ袋の有料化を義務づけるという案が議論としてされているところでございます。この場合に、勧告・命令・罰則の対象は、容器包装の多量利用事業者ということになります。

参考資料4でございます。こちらにつきましては、先月になりますが、9月26日に中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合が始まりました。「プラスチック製買物袋の有料化義務化に向けた制度見直しの骨子（案）」ということで、その際、国のほうから会議に提出をされた資料でございます。

このように国の議論の中でも、買い物袋の有料化の義務づけ、あるいは対象となるプラスチック製買物袋の範囲、有料化のあり方、対象の業種、中小企業・小規模事業者等への配慮、さらには実施時期をいつからにするのかというようなことも含めて、今議論が始まっているというところでございます。

参考資料5は、今年の5月に環境省から都道府県、政令市に廃プラスチックが非常に滞留している状況を踏まえて、通知が出ております。その通知の内容を簡単に御紹介してございます。

「1 広域的な処理の円滑化のための手続等の合理化」から始まりまして、「2 排出事業者責任の徹底」等、9項目にわたって書かれております。「8 産業廃棄物に該当する廃プラスチック類の一般廃棄物処理施設における処理」という形で入っておりますし、「9 火災防止対策」等についても触れられているというところでございます。

参考資料6、中間答申以降の「国際的な動向」というところで、重立ったものをつけてございます。

「第4回国連環境総会」が、中間答申の直前にはなりますけれども、今年の3月にナイロビで行われております。そこでは、閣僚宣言の中で使い捨てプラスチックの問題について、2030年までに大幅に削減することを含む、民間部門と協働というような文言が盛り込まれております。また、プラスチック関連の決議も採択をされております。

4月の末に行われました「バーゼル条約COP14」では、先ほどもお話ししました、リサイクルに適さない汚れたプラスチックごみを条約の規制対象と明記する附属書の改正が行われたというところでございます。

最後、6月の「G20サミット首脳宣言」でも、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」という形で示され、さらに各国の対策ということで、今月、環境省のほうでこのG20のフォローアップの会議を開催されるという予定になってございます。

参考資料7については、若干細かくなりますが、御説明をさせていただきます。一般廃棄物中の廃プラスチックの量につきまして、最終答申案では6ページのところに記載をしております。一般廃棄物中のプラスチックの量が、前回、中間答申の際は47万トンという数字でお示ししたのですが、今回73万トンと2017年度は数字を変えさせていただいております。これは推計方法を変更したというところでございます。区市町村で実施されています最近のごみ組成調査は、清掃工場のピットからサンプリングをして、区市町村が集めた量と一般廃棄物処理業者さんが持ち込んできた量、両方合わせたところからサンプリングをしているという形が現在の主流ですので、それを踏まえて推定の考え方を変更したというところでございます。

最後、参考資料8につきましては、前回の9月25日の部会で先生方に見ていただきまして、若干その時から修正をしております。「廃プラスチックの排出・処理状況について」というところでございます。

左上の表で、主な排出元、どんなものが出てくるかということがあります。特に、産廃系のものにつきましては、右側の三角のところにありますように、ピラミッドの上から下まで、非常に品質がよいものから混合してしまったもの、汚れているもの、低品位のものまでさまざまというところがあります。

それぞれのレベルのものが輸出をされてきたというところなのですが、この輸出量の減少に伴って全体の、特に中～低品位のものが、国内での処理、行き先に非常に苦労しているというのが現状と認識をしております。

下には、産廃系のプラスチックの主なフローというところで書いてございます。もちろん引き続ききちんとしたものが輸出されていますが、一部には、これは低品位で問題があるなというようなものの輸出も少量あると思われます。それから、リサイクルに回る場合には、材料リサイクル、ケミカル、RPF、セメントという形で有効利用されて、焼却・埋め立て、安定型埋め立て処分場に行っている量もあるというところの流れを御紹介してござ

います。

参考資料の説明は、以上でございます。私からの御説明は、以上になります。

○安井会長 ありがとうございます。

それでは早速、御議論いただきたいと思いますが、全部一緒にやると大変なので、とりあえず9ページまでを前半としてそこから御議論をいただきたいと思います。

議論いただく時には、もし修文を要するようなことがございましたら、その修文案もできましたら御提示いただけるとありがたいということでございます。

それでは、例によりまして御意見がある方は名札をお立ていただけるとありがたいと思います。いかがでございましょうか。

全くなしということでもいいですか。それはパーフェクトだということでよろしいですけども。何かお考えでございましたら、ちょっと時間をとりたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは範囲を後半まで拡大させていただきまして、全部ということで何か御意見をいただければと思いますけれども、いかがでございましょうか。

松野委員、どうぞ。

○松野委員 前回、中間答申を拝見いたしまして、今日最終答申を拝見させていただきますと、かなりの項目が追記されて非常にびっくりしたというか、すごいと思ったというか。恐らくこの数カ月の間、ワーキンググループの皆様が相当御尽力されたということが伺い知れます。まずは、お疲れさまでございます。

前半は大まかにこれでいいかと思うのですけれども、10ページ以降が非常にいろいろ追記されているところでございます。

10ページ、「Ⅳ 当面、都が取り組むべきプラスチック対策」、真ん中のところで、特に拝見しますと、「対象とする包装の範囲については、当審議会の審議では、次のような意見があった」と、最終答申の割には意見を並べるというところがなかなか、よっぽどけんけんごうごうの議論があったということは推察される次第であります。特に、レジ袋の価格の設定のあり方については10円以上とするなど削減の効果が出る価格とすべきという意見があったり、数円であっても無料から有料に変わることによって効果が出るという考え方もあるとあったり、一律的な価格設定ではなくある程度事業者の裁量に任せるほうがいいという、なかなか分かれているというところが印象的で、ここはすぐに決められるところではなく、非常に影響も大きいところですので、国の動向を見ながら継続審議になるのだなということは推測できます。今後とも、事務局の皆様、ぜひとも御尽力を賜りたいと思います。

コメントです。

○安井会長 ありがとうございます。

それではお隣の米谷委員、どうぞ。

○米谷委員 ありがとうございます。

本当にたくさん追記をいただいて、ありがとうございます。

私として、3点ほど申し上げたいことがあります。

まず、今の10ページのところですけども、個別意見の中の2つ目のポツ、「マイバッグに水がつかないようにするためのロール式の袋などは別扱いとすべき」という、この部分に関して、ここまで細かい話がこの中で必要なのかなという点に、ちょっと違和感を覚

えております。特に、その上の部分で、「本当に必要なものか、避けられないものかという観点から」という、この言葉は非常にいい言葉を入れていただいたなと思っているのですが、すけれども、そういったことを考えた場合に本当に必要なものと言えるのだろうか。マイバッグがそれこそプラスチック製品のようなものであれば、別に水がついても私もほとんどロール式の袋は使わないで、そのまま入れていて、もし汚れればそれは洗うという形で対応しておりますので、ここまで細かい意見が必要かなというところが、ちょっと疑問ではあります。

それ以外で、文章そのものではないことに関してもよろしいでしょうか。

14ページから15ページにかけて、4)を加えてくださったというのは非常にありがたいです。先ほど、最後に御説明があったように建設系のプラというのは非常に汚れた状態が出てきて、低品位という、まさにその部分に属するものを大量に出している業界といたしましては、こういった言葉を入れていただいたというのは、非常に心強く思っております。

そういう中で、大変聞きづらいことではあるのですが、先ほどの参考資料5、国から出されている通知の中の8番で、一般廃棄物の施設での処理についても積極的に対応するという環境省からの通知に対しまして、小池知事が東京都ではこれはやりませんということはかなり早くの段階の会見で述べられていたように記憶しております。正直に言って、ちょっと残念な気がいたしました。この点に関して、差し支えない範囲で結構でございますけれども、都庁の中でこういった議論があったのかといったあたりを教えてください。ものなら教えていただきたいというのが、2点目です。

3点目ですけれども、16ページ、17ページあたりで、東京2020に向けての対応といったことが書かれています。以前からカフェでの容器の洗浄とかそういったことをよく発言をしてきておりますけれども、東京2020においても、そういった洗浄とまではいなくても、紙で拭き取るといったようなことを広く呼びかけるとか、そういったことは考えてはいらっしゃらないでしょうか。この段階になって言うのもなんですけれども、そういった具体的な部分ですね。17ページのほうでは「ワンウェイ・プラスチックに頼らない革新的ビジネスモデルの構築」という言葉が入っていますけれども、サーキュラーエコノミーという言葉の中で、よく例として取り上げられるのが、使い捨てではないプラスチック、家に持ち帰ってでも使いたいようなプラスチックの容器で飲み物を提供して、リユースもできるし持ち帰ってもそれこそ2020の記念になるようなものとかですね、そういったこともいろいろ考えられるのかなと今さらながら思いまして、そのあたり何か具体的なお考えがあれば教えていただきたい。

2点目と3点目は修文ではございません。

以上です。

○安井会長 事務局、お願いします。

○古澤資源循環推進専門課長 まず、1点目でございます。

10ページでロール式の袋などは別扱いという形で、これも部会の中で何回か意見としては出てきたところでございます。どういう範囲をレジ袋とかといったときに、実際に法令なりで決めていくということになりますと、どういう規定の仕方をするかということになる議論だろうと思っておりますので、実際に国の検討会の中でも、こういったロール

式の袋については別かなという議論がされています。実際にはマイバッグで代替できるものを削減するということだと、部会の中の議論はなっていたと思うのですが、ただ、きちんとしたルールで決めるとなると、こういうところについても決めていかなければいけないという趣旨での御意見であったかなと受けとめております。

もちろん、その上にあるリユース可能な場合も含めてプラスチックの袋は広く捉えるべきという御意見もあり、必ずしもこれについて部会の中でまとまった形になったということではございません。

それから2点目の御指摘でございます。14ページから15ページにかけての指摘で、参考資料5に付けてございます。今年の5月に国から出た通知のうちの一般廃棄物処理施設における処理に関してなのですが、知事が申し上げましたのは、産業廃棄物については排出事業者責任が原則だという大原則について御説明をしたと記憶をしております。一般廃棄物処理施設については、特にこの場合は清掃工場、焼却施設という形で出てきているのですが、地元の理解と協力のもとに建設をされ、運営をされている施設というところもございまして、しかも産業廃棄物に関しては排出事業者責任が大きな原則だという形で考えているところでございます。やりませんという形ではないと受けとめております。

次の点の御指摘でございます。16ページ、17ページの関係で、オリンピック・パラリンピックで、特にリユースできる容器をどこまで使えるのかというお話であるかなと理解をいたしました。

これについては今、組織委員会のほうで実際の作業を進めております。もちろん、東京都が運営する部分も一部ありますので、その中でもリユース食器の使用等についていろいろな形で検討してまいりたいと思っているところなのですが、一方で余りにもたくさんの観客の方、あるいは選手村にしても多くの選手の方をさばかなければいけないところでございますので、現実の問題からすると導入の量はかなり限られる可能性が高いのではないかなと理解してございます。

事務局からは以上でございます。

○安井会長 よろしいでしょうか。

○米谷委員 ありがとうございます。

○安井会長 続きまして、江尻委員、お願いいたします。

○江尻委員 部会の先生方、ありがとうございます。

とてもわかりやすくまとめていただきましたので、よく理解をしながら読むことができるのではないかなと思っております。今後、活用していくのにとっても丁寧にまとめていただきました。ありがとうございます。

その中で、17ページ、中間答申のときに本当は気がつくべきものだったのかもしれないのですが、②の3行目「持続可能性に配慮したライフスタイルについて消費者や生徒・児童に分かりやすく」という部分なのですが、「生徒」や「児童」も「消費者」だと思うのですね。最後の18ページのところがとてもいい記述になっていまして、「次世代を担う若者たちなど、さまざまな主体と連携して」とありますのを、そこに受けてもらうという形で考えますと、「ライフスタイルについて消費者、特に生徒や児童に分かりやすい情報を発信し」と変えていただくとどうかなと思いました。

それから、先ほどのロール式の袋の件なのですが、ここは部会に参加しておりま

せんので何とも言えませんけれども、「マイバッグに水がつかない」という、マイバッグを守ることではなくて、多分水漏れする商品とか水滴が外側につくような冷たいものとかありますよね。そういったものについての袋という意味ではないかなと思いますので、例えば「マイバッグに水がつかない」というのではなくて、「水漏れや水滴がつくような商品に使用するためのロール式の袋など」というような書き方にすると、よりわかりやすくなるのではないかなと思いましたが、いかがでしょうか。

以上です。

○安井会長 どうでしょうか。

修文案まで出ているのですけれども、その辺を含めて、事務局は何かこういう修文でいかがかという案をちょっとつくっていただけるとありがたいので。

既にお答えができますか。

○古澤資源循環推進専門課長 よろしいですか。

まず17ページのところの、「消費者、特に生徒・児童に」というところでございます。こちらは部会の中でも、環境学習というところでかなり御意見があったのを踏まえた形ですので、今の御指摘のとおり修正をしても部会での議論も十分反映される形になるかなと思います。

10ページのところなのですが、これは「マイバッグに水がつかないように」という委員の御趣旨をシンプルに書いたのですけれども、実際には本当に水漏れがしないようにということも含めての御趣旨なのだろうと思っております。国の検討会の資料では、「鮮魚や精肉等を入れるいわゆるロール袋等」という形で書かれております。御発言の趣旨としては同じだと思っております。ですので、今の御指摘のように修正しても、もとの御発言の趣旨とそごは生じないと思いますので、よろしければそのようにさせていただきたいと思います。

○安井会長 江尻委員、いかがでしょうか。

○江尻委員 ありがとうございます。

鮮魚やお肉と書いていただくのもいいのですけれども、それ以外のものもあると思いますので、水漏れとか水滴とか、上手な言葉を使っていいただければと思います。

よろしく願いいたします。

○安井委員 言葉にこだわっていますが、今日最終的に局長にこれを提出することになっておりまして、ある程度の修正はそれ以後ということを事務局に任せるというスタンスになるかと思うので、ひとつそれでよろしいかということを御了解いただければと思います。

○古澤資源循環推進課長 今の点、17ページは「消費者、特に生徒・児童に」と、10ページのところは「水漏れが無いようにするためのロール式の袋」という表現でよろしいでしょうか。

○安井会長 「水漏れがない」か。もう少し磨けるような気がするので、お任せしたほうが良いと思います。

○大石委員 「水漏れ防止のため」ではいけませんか。

○安井会長 お任せをして、少し磨いてもらいましょう。

○田崎委員 17ページのところでいいですか。

○安井会長 今のところの関連ですか。

それでは、どうぞ。

○田崎委員 17ページの②、消費者のところで「特に生徒・児童」とすることなのですが、ちょっと私は抵抗がありまして、大人自身も変わらなくてはいけないということが、「特に」と書いてしまいますとわからなくなってしまう。次世代の声を聞いて大人がしっかりと行動を変えていくということを考えた場合に、私はむしろその表現はマイナスのほうになってしまうのではないかなとちょっと感じています。いかがでしょうか。

○安井会長 どうぞ、鬼沢委員。

○鬼沢委員 実は私もそのように思っていて、購買行動はむしろ「生徒・児童」の前に私たち大人の購買行動を変えなければいけないと思います。それよりは消費者の「特に」はなくて、大人の購買行動を変えることのほうが先じゃないかなとは思いますが、その点については賛成いたしかねます。

○安井会長 どうぞ、米谷委員。

○米谷委員 私も同意見です。

むしろ今、若い人といいますか、「生徒・児童」に対しては学校教育でもかなりこういった話は出ていて、大人よりもはるかにちゃんとしているのではないのかなという気がしております。問題なのは大人のほうであると思っていますので、「特に」を入れることには賛成いたしかねます。

○安井会長 どうぞ、岡山委員。

○岡山委員 今のところなのですが、例えば「ライフスタイルについて子供を含む消費者」とか、「環境学習」というのはどうしても対象が若い学生を含む子供たちというイメージになりがちなのは仕方がないのかなと。「環境学習・消費者教育」と並んでいますので、ただこのところも消費者としてまとめるのもいいのですが、その前のところで「環境学習・消費者教育」と来るのであれば、ここも「子供を含む消費者」としたらどうかという提案です。

もう1点、戻ってしまっていて大変恐縮なのですが、私も10ページの「ロール式」が大変気になって、私はプラ部会なのですが、2回とも出られなかったもので、ちょっと今日は黙ってしようかと思っていたのですが、済みません。

以前、福井県で同じようにドラッグストアを含む小売で有料化をした事例があったときに、最後まで問題になったのが実はこのロール式のプラスチックバッグで、要はプラスチックバッグがもらえなくなったところで、このロール式のものだけが無料だったので、わっともらって行ってしまって、最後小さくなるとロールごと持っていかれるというような事例が多々発生して、その事業をやめたという事例があるのです。それを考えると、ちょっとここに別扱いとすべきと強く書いてしまうには若干抵抗があります。

済みません。これは単なる意見です。

○安井会長 なかなか難しいところですね。

関連ですか。どうぞ。

○鬼沢委員 このロール式というのは、どちらかというとレジの時にお店の方が入れてしまう袋が結構あります。特に日用品と食品を一緒に買った場合、においがあるものとか、洗剤なんかをあらかじめ別の袋に入れるということがあるので、お店の立場の方からの御意見はそういう趣旨だったのではないかなと思います。

○安井会長 関連事項、どうぞ。

○杉浦委員 「児童・生徒」というお話がございましたが、行政としてはもう既に取り組んでいるという側面がございます。児童よりもはるかに上の世代のほうが多いということに着目すれば、この今の案の中で十分に表現できていると私は思っております。

以上です。

○安井会長 なかなか修文が難しくてですね、最終的には事務局お任せですが。

江尻委員、どうぞ。

○江尻委員 皆様、御意見いただいてありがとうございます。

私がここの部分で気になりましたのは、2行目のところに「都や区市町村の教育委員会とも連携し」と、「教育委員会」という言葉を受ける形で「生徒・児童」を「特に」というところで、最後のところに若い世代ということで終わりがまとまっているということもありまして、児童や生徒にこれからの時代を担うということで、しっかりと学んでもらうということを行ったほうがいいかなという意味で申し上げました。

皆さんのおっしゃるとおり、子供よりも大人のほうが問題があるというのは、私もそれはそのとおりだと思っております。ただ、「消費者や生徒・児童」と並んでしまいますと、「消費者」と「生徒・児童」が別物になってしまいますので、「生徒・児童を含めた消費者」とか「子供から大人まで」というようなことで、あとは「学校教育において」とかそういった言葉が入るといいかなと思います。

修文ができなくて申しわけありませんが、委員の先生方がおっしゃっていることと、私の発言はそれほど変わらないものでございます。

以上です。

○安井会長 ほかに何か御意見はございますか。

ここでまとめてというのはなかなか難しいので、今の意見は十分事務局が考慮した上で、案を場合によってはメールか何かで各委員にチェックをしていただくというプロセスで、今日お渡ししてしまいますけれども、後でのここに関しての訂正はありという形で妥協したいと思います。

よろしゅうございましょうか。

それでは、高橋委員、それ以外のことで。

○高橋委員 私は、14ページと15ページにかけて、「4）廃プラスチックの適正な処理・有効利用を確保するための緊急的対応」、よくこの項目を設けていただいたなと非常に感謝しています。今まで出てきていて、2017年の暮れからこの中国の規制が入ったわけです。我々業界としては、去年また今年に入って、今、廃プラの処理に大変な思いをしているわけです。日本全国、最終処分場、みんなこの廃プラは要らないよと、受け取れない。なぜかという、廃プラを埋めても不安定なのですね。どうしても安定化しない。そして処理料金は上がる。あと、焼却炉も現実ほとんど受け取れない状態です。そうすると、今まで海外に行っていた廃プラが全部だめ、東南アジアもだめ、では現実の問題をどうするか。確かに、将来的に廃プラを何とかしなければいけない、もちろん我々も業界として考えて取り組んでやっています。ただ、目の前のものをどうするかと。

それで、去年から環境省とも随分お話ししました。環境省の通達は2035年に廃プラの埋め立てを限りなくゼロに近づけようと大きな目標を掲げたわけです。それでは現状の廃プラ

ラ問題をどうするのかということで、環境省のほうから何個か出てきたわけです。とにかくこの廃プラを日本国内で流通させよう。各都道府県が埋め立てに関しては流入制限をいろいろかけています。現実問題としては、これを撤廃しなさい、緩和しなさいという通達を出しました。もう1点は、今我々が使っている廃プラの保管量を倍にしていいますよと。倍にしても問題は解決しないのです。そして、さっきも出ていましたけれども、各都道府県の一般廃棄物の焼却炉で燃やしてください。ただし、料金は一般廃棄物を燃やす自治体の料金ではなく、我々の産廃の料金と同じ価格で、通常の料金でやってくださいと。その他、さっきから出ているレジ袋の問題も出てきます。

現実問題としては、こういう問題を抱えてどうしようかというさなかに、この緊急対応、これはすばらしい話で、これをなくして廃プラ問題の話はできないのではないかと、私は業界の代表としてそう思っています。本当にありがたい話で、特に15ページ、東京都は「業界団体等の取組を後押しし、新たな国内資源循環ルートの構築」をすると、これは47都道府県で誰もできなかったことなのですね。まさに東京都、すばらしい話だと思います。よってこれについては、各都道府県がまねをしてくる、追従してくるだろうと、私も47都道府県の会長会議に出ても、誰もこういうことは言えないのです。そして、ただ困った、困ったという話だけだったのです。困ったでは何も物事は解決しないのですね。そこで東京都がここまでこれを強く宣言してくれたということは、これはすごい話で、我々も全国の産廃業界、十何万社いますけれども、アンケートをとりました。東京都の協会も、都内でやっている業者にアンケートをとって盛んに皆さんの意見を吸い上げながら、そして東京都環境局さんとはこの7月の終わりに、何とかこの廃プラ問題を一緒になって解決いただけないかと適正処理の懇談会というものがあまして、お話をし、さらには政党要望も出しました。

そんな中で、私はここで東京都さんを持ち上げるわけではないけれども、よくこれやってくれたと。これをやらないと次のステップに進んでいけないのですよ。皆さんが書いたこれはすばらしい。私もそう思います。だから現実問題を何とかしたい。これは非常にありがたい話で、これから東京都環境局さん、いろいろな手を踏んで、スピード感を持って、ぜひこの国内資源ルート、多分セメントメーカーさんだと思います。そちらのほうへ流してやると、石炭、化石燃料、そういうものと混焼でセメントをつくると。そんなルートを、我々業界も一緒になってやっていますので、本当にありがとうございます。この場でお礼を申し上げます。

以上です。

○安井会長　ありがとうございました。

ほかに何かございますか。

細田委員、どうぞ。

○細田委員　この内容については大変結構で、考え抜かれて、いろいろ細かいことはあるかと思いますが、あとは事務局にお任せしたいと思います。

一つ、今後のこととしてお考えいただきたいと思います。17ページの「おわりに」の4行目、5行目にすごくいいことが書いてあって、何げなく読み飛ばしてしまうかもしれませんが、「単にプラスチックというひとつの素材の問題ではない。私たちの資源利用のあり方そのものが問われている」。今、亀の鼻にストローが刺さった瞬間からみんな

がパニックになり、プラスチックが悪くなってしまって、かつては割り箸が悪玉になって、その時に何をやったかってプラスチック箸に変えましょうということをやったわけですね。その瞬間瞬間で動く違った問題を起こしてしまうことがあるので、ぜひそのことをフォローしていただきたい。

例えば、今2つ例を申し上げますと、これは作業部会で申し上げましたけれども、あるコーヒー屋さんのプラスチックストローをやめよう、直接ふたから飲むようにしよう。その新しいふたが頑丈で、4.3グラムある。昔のストローと昔のふたは足して2.9グラムである。ストローをやめた結果、プラスチックの使用がふえてしまった。だから悪いというわけではなく、本当にどういう効果があるのか確かめなければいけない。

それから、これは私が直接論文を読んだわけではないのですが、最近の研究でレジ袋をやめたと。ごみ出しをする等々の袋が必要なので、新たに頑丈なプラスチック袋を買おう。その結果、ミクロの話ですけれども、プラスチックの売り上げ量はレジ袋のときよりもふえてしまった。そのほかにも、プラスチックをやめて代替素材にした場合にそれがいいかどうかというのは誰もよくわからないのですよね。

私は、正直に言って、プラスチックは使い過ぎだと思っています。だから、本当にここに書いてあることは大賛成ですし、レジ袋も有料化するべきだと思っています。ただし、その後のことをフォローして、データをなるべく集められるものは集めて、本当に冷静な判断で正しい素材の使い方、リデュース・リユース・リサイクルをどうするのかということを、東京都だからできる冷静な分析をフォローしてやっていただきたい。

これがお願いでございます。

以上でございます。

○安井会長　ありがとうございました。

おっしゃるとおりですよ。どうも日本は刹那的に方向を変えてしまうのですけれども、例えば今、これは細田先生の御専門かもしれませんが、サーキュラーエコノミーといわれているのは、どう考えても地球レベルの資源をもっと長持ちさせるにはという根幹がありますよね。そういう根底にある思想みたいなものが割合と日本はなくて、ぽっと変えちゃうというところを今、細田先生に御指摘をいただいたような気がいたします。そういう哲学を書けというわけでもないのですがね。

ほかに何かございますでしょうか。

修文に関しましては、繰り返しになりますけれども、事務局に考えていただいて、最適な文章にさせていただくという形で、絶対にこれというものがもしあれば、今のうちにもう一度述べていただければと思います。

どうぞ。

○日本プラスチック工業連盟（岸村氏）　コメントといいますか、先ほどの15ページ目の上から3行目のところ、高橋委員から「業界団体等の取組を後押しし、新たな国内資源循環ルートの構築」と、私もこれは大賛成です。

先ほどの具体的なお話にセメントメーカーとありましたが、私もプラスチック部会でこういった情報を提供させていただいているのですけれども、国内のリサイクラーというか、コンパウンダーの方たちですね。非常に一生懸命こういったことは取り組もうとしているところは、今まで国内の使用済みのプラスチックを資源として欲しかったのだけれども、

どんどん中国にとられてしまったと。今度、自分たちのほうに回ってくるので、ビジネスチャンスであると、増産計画を立てて、一生懸命取り組もうとしているところもあるので、そういったところも入っていますという理解をしていただければと思っております。

以上です。

○安井会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

どうぞ。

○杉浦委員 相対的に、この答申案で、地方自治体の教育行政、それから焼却リサイクルを含めた清掃行政、プラスチック成型にかかわる材料転換等も含めたそれに対する支援ですとか、地方自治体の連携、最後に経済性というところにまでしっかりと記述されていて、地方自治体としてもこれが出てくると身近な目標を立てやすいというところがあります。非常によくまとまったなと思っております。

ありがとうございます。

○安井会長 大変ポジティブな評価でありありがとうございます。

鬼沢委員、どうぞ。

○鬼沢委員 文章がどうのこうのではなくて、16ページの最後にあります大会期間中の競技場以外のところの散乱ごみについて、今もう既に計画を立てていかないと間に合わないのではないかと思いますのですけれども、東京都のほうから施設がある市区に対して何かもう働きかけはされているのでしょうか。それとも、何か計画はおありなののでしょうか。

○安井会長 それでは、お答えをお願いいたします。

○内藤一般廃棄物対策課長 一般廃棄物対策課長の内藤でございます。

今、御指摘いただいたとおり、今回の最終答申にもありますように、大会期間中のみならず地域の清掃活動を活性化すべきという御発言もあったと聞いております。我々も今、区市町村といろいろな意見交換をする中で、こういった大会を機に何かうまくできないかということは、具体的に予算がついていない状況でもありますのであれなのですけれども、検討として何かやりたいねということは区市町村と意見交換を進めているところでございます。

○鬼沢委員 よく渋谷のハロウィーン後の朝の状況が映像で流れていますけれども、あの状態が2週間続いて、パラリンピックにまたあるということが想像できるわけですね。それが、今SNSなどで世界中に発信されることを考えたら、それは避けたいなというのが日本人の気持ちではないかなと思いますので、ぜひ準備を進めていただけたらと思います。

○内藤一般廃棄物対策課長 わかりました。御意見としていただきます。

○安井会長 ありがとうございます。

ほかに何かございませんか。時間はたっぷりございます。

どうぞ。

○岡山委員 特に修文云々の話ではないのですけれども、10ページ、11ページの都が取り組むべき対策というところで、先ほど安井会長からも哲学という話もあり、私も大学にいて働いている者として、ずっと大学生とともにこの問題に取り組んでいる中で、実は11ページの多分②のところになるのだと思うのです。大学との協力を得ながらともあるのですが、やはり意識を変えていくということが発生抑制にはすごく大事で、もちろん悪者には

しないのですけれども、しかし10ページに書いてあるようにアボイダブルなものは避けるべきだろうという意味では、レジ袋は非常にわかりやすいですね。

大学生も目の前のコンビニに行って、1分使って捨てるわけです。もったいないよねという中で、実は1日当たり800枚ぐらい捨てられていたのですけれども、それを拾いながら学生が言ったのが、これコンビニの袋は白くてそこに資源を大切に書いてあるのですよ。なんかちょっとおかしいよねと言い出して、ヨーロッパのたばこのように、大きくカラーのプリントでこのレジ袋をあなたがもらおうとクジラが死にますよとか、温暖化が起こりますよといったような警告文をプリントとともにつけたらどうかと、それでも使いますかと。それくらいのことやってもらえたら、私たちは多分もらわない。5円だったら買ってしまおうだろと思っていました。

単なるコメントです。

○安井会長 なかなかラジカルでおもしろいですよね。それができるかどうかというのはなかなか。

日本という国は、本当にこの経済成長をするときに、一体何を使って経済成長をしたのかという話を時々しゃべるのですけれども、やっぱり一番大きかったのは利便性と信頼性という製品を高めるという、それで世界を制覇したような国。特に車が故障しないとか、そういうようなことでやってきてしまった民族なので、なかなか利便性から距離を置くというのは、なかなか哲学的にも難しいという歴史かなという気がいたします。

ぼちぼち、少なくとも人類が地球の上に生きているというのを、どうやって哲学化するかというレベルに入らなければいけないのかもしれないかもしれませんけれどね。なかなか難しいところですね。

レジ袋は本当にその象徴みたいなものですから、まさに一つの試練かなという気がします。

どうぞ。

○大石委員 ありがとうございます。

別に修文ということではないのですけれども、今お話がありましたように10ページ、11ページのところ、部会の中でもいろいろな意見があって、こういうふうに最終的には並べる形になったのですけれども、特に10ページのところで、対象事業者の範囲で「公平な制度とするため、対象事業者はできるだけ広く捉えるべき」という意見が出まして、今国のほうの審議会などを聞いておりますと、例外を設けるような話もちんちん出ていて聞いておりますが、ここについてはぜひ、まず原則として基本は有料化にして、なるべく例外というのは国としても設けてほしくないなと思うのですけれども、都としてもその方向で進めていただけるとありがたいかなと思います。

以上です。

○安井会長 そうですね。もう一遍、事務局にその点を読み直していただいてと思います。

むしろ国のほうがいろいろなものに気を使い過ぎているのか、そこを東京都が一発ばちっといくのはありなのですね。

ほかに何かございますでしょうか。

○細田委員 先ほど安井会長がなかなか利便性から離れるのは難しいと。

確かにその面はあると思うのですが、田崎さんがいるので間違ったら直してほしいので

すが、当時は総量で5000万トンぐらいあったのが、今は2割ぐらい減っているのですよね。2000年が多分マキシマムで、一人当たりにしても事業系一廃を入れて千百数十グラムあったものが、今は950グラムくらいで2割ぐらい減っているのですよね。

2割減らすというのはすごいことだと思うのですね。たしか1人当たりのごみの排出量でもスウェーデンよりはるかに小さいですよね。ということは、いろいろなことが我々にはできる可能性がまだあると思うのです。だからプラスチックは賢く利用して、使うべきところには使って、無駄な使い方、レジ袋も単に1回で捨ててしまう、そういうことはなるべく避けましょうということが出来る余地はあると思うのですね。だから、そこは諦めないで、東京都が率先してやるということは先生がおっしゃったようにとても大事で、国は灰聞するといろいろなところに気を使って、なかなか省庁内の変な縦割りもあって、経済産業省内でもバトルをやっている。これは記録に残していただいて結構ですけども、醜いことをやっていて、一体日本人は何をやっているのだろう、大きな道を見つけて動くこと大事なので、細かいことばかり、レジ袋の定義は何ですかとか、どうでもいいではないかと。とにかく減らせるものは減らしましょうと。我々は一廃を2割減らした。それはやはり東京都が率先して行動する。だけれども、食品ロスを防ぐためにもプラスチックは必要なわけですよね。使うべきところは一体何なのかと、我々も消費者も賢くなってやるということを東京都が率先してできたらすばらしいなと思います。

以上です。

○安井会長 最後のまとめとしてかなり最適な発言をいただきまして、ありがとうございました。

どうぞ。

○大石委員 今の細田先生がおっしゃられたように、最後の17ページのところの「おわりに」の2行目のところに、「食品等の長期の品質保持もあれば」と書いてあるのですけれども、実際には今おっしゃられた食品ロス削減への貢献もかなりあるのではないかと思いますので、もし入れていただければと思いました。

以上です。

○安井会長 そのあたり、あるのは確実なのですけども、プラスチックの連中に、そういうもの、ちゃんとベネフィットを明らかにしろと言っているのですが、なかなか明らかにしてくれないのですよ。ですから、あえて書かないという手もあるのです。まだおまえたちの課題だぞと言って投げっ放しなのですけども。

確かに、包装をプラスチックなしでやったら、明らかに食品ロスがふえます。どのぐらいそれは効果があるかというような話をちゃんと定量的に示せと言っているのですけれどもね。

どうぞ。

○日本プラスチック工業連盟（岸村氏） 今、安井先生がおっしゃられたので、プラスチック容器包装とベネフィット、これは実はプラスチック循環利用協会というのが3年間くらい、いろいろプラスチック容器包装あるいは複合素材を使うことによって鮮度がどれだけ伸びているとか、一応そういうデータはとっていて、循環利用協会の理事会のときにも、この間、安井先生とかそういう関係者からと、ちゃんと情報を出しなさいと言っておきましたので、もう少しお伝えできるかと思います。

あと、私も最近いろいろ、海洋プラスチックごみ問題、資源循環の話で、業界関係者と随分お話しする機会がふえて、そのたびに私が申し上げているのが、私も元々化学メーカーで、開発、つくる側だったので、これはプラスチック製品だけではないと思うのですね。今まで、つくる側という、機能とコストを一生懸命追求するのですね。使用後のことは余りはっきり考えていなかった。

今後は、第3の特徴と言ってもいいかもしれないですけども、使用後のことですね。それを考えて製品開発あるいはマーケティングをやるべきだということを訴えていて、大分理解は進んでいると思うのですね。また、消費者とか環境団体の方にお話しするときもやはりそういったことに取り組んでいる製品、あるいは企業をしっかり評価してやってほしい。もしかするとちょっと高いものになるかもしれないけれども、そういうものは自分たちがしっかり評価して買うと。そうすると、企業もしっかりそのビジネスに取り組むと。私も時々業界の人と話すとおまへは生産量を減らせと言うのかとお叱りを受けるのですけれども、そうではなくて社会にしっかり評価していただいて、ある程度の量が売れるようになるとビジネスとして十分成り立つでしょうと言っています。皆さんもぜひその辺の後押しをしていただければと思います。

以上でございます。

○安井会長 おっしゃるとおりでございます。プラスチックに関しては、むしろプラスチックで商売をやっていない途上国が本当にもうすっぱり切れるのですけれども、なかなか日本は切れないですね。もう途上国でプラスチックをほとんど使わないみたいなことを宣言しているところは結構出ていますからね。彼らにとっては便利だとは思っただけけれども。

あとは、デジタル機器などはプラスチックがなかったら全然つくことはできませんから、いろいろ重要なものはいっぱいあるのですけれども、そういうこともなかなか書けないし。

どうぞ。

○岡山委員 先ほどの食品ロスの削減に関するこのプラスチックの効果というものなのですが、私は今、食品ロスの実態把握のためにさんざんその調査ばかりやっております。

一つ、ヨーロッパの研究者と比べて、彼らが非常に驚いたのは、スーパーマーケットに連れていったのです。そうすると、そもそもキャベツが4分の1に切られていて、それがラップにくるまれて売っている、非常にポーションが小さいわけです。ただ、主婦の側から言うと非常にありがたいのですけれども、一方で野菜を切るということはその場で足が早くなるのですよ。ですので、野菜を捨てた理由というので一番多いのは、やはり鮮度が保てなくなってしまっていて古くなって傷んで捨てるというものなのですが、その中で今度には冷蔵庫の中に置くプラスチックバッグがあって、あれを使うと本当に保存効果が認められるというのはどの主婦も言いますが、先ほど言ったように少し高いのです。ですので、食品の値段と比べてそれまで買うかというのが今度は別の問題になってきていまして、これが今度、食品ロス削減法ができましたので、そちらのほうに後押しをお願いすべきものではないかなとちょっと思っております。

○安井会長 ありがとうございます。

それでは、いろいろ御意見いただきましてまことにありがとうございました。

こういった形でございまして、大きな修正というよりも、細かい修正をさせていただいて、ほぼ合格ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

また、修文につきましては、先ほどこちっと申し上げましたように、やはり事務局に、極めてニュートラルに対応してくれると思いますので、最後の反映をお任せして、文案はどうでしょうか。今日はこれで、一応局長にお渡ししてしまいますけれども、その若干の事務局による修正はありということでお認めいただきたいと思います。

できたものはもちろん配られるのですけれども、事前に委員レベルには。

○古澤資源循環推進専門課長 そうしましたら、早々に修文案を作成しまして、すぐに会長に見ていただいて確認いただけるようにしたいと思います。

○安井会長 私だけでいいですか、皆さん。

(委員首肯)

○安井会長 恐縮ながら、そうさせていただきます。

そうということで、修文につきましてはそういった形で対応させていただきます。

それでは、本当にありがとうございました。

以上で、これから局長に手渡しをさせていただきたいと思います。

「プラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方について」ということで、都知事にこれを提出いたします。

よろしくお願いいたします。

(安井会長より吉村環境局長へ答申手交)

○吉村環境局長 ありがとうございました。

○安井会長 それでは、最後に局長からの御挨拶をいただきたいと思います。

○吉村環境局長 改めまして、環境局長の吉村でございます。

今、安井会長から答申を頂戴いたしました。

委員の皆様方、とりわけ部会委員の皆様には昨年の8月の諮問以来、さまざまな角度から熱心な御議論をいただきました。あわせて、今日も含めてさまざまな御意見を頂戴して、修文する部分については会長と相談して事務局で処理させていただきます。

本当に長い間、まことにありがとうございました。心より御礼申し上げます。

振り返ってみますと、この1年間、本当にプラスチック問題については実に目まぐるしい動きがありました。世界でもいろいろ議論が過熱しているような話も先ほどございましたけれども、これほど廃棄物関連でいろいろ議論が起こったということは、私は余り記憶にないのですけれども、本当にいろいろな御意見をさまざまな方面から頂戴いたしました。

国ではプラスチック資源循環戦略を策定し、先ほど来、御議論がありますレジ袋有料化の義務付けに向けて動き出したところでございます。

また、今年6月のG20では、ブルー・オーシャン・ビジョンが合意されたということでございます。

この間、民間企業でもさまざまなアイデアでワンウェイ・プラスチック削減の取組が次々と打ち出されたりしているところでございます。

こうした中にありまして、私どもとしてはプラスチックの使用量の削減、それからリサイクル、あわせて海洋プラスチック汚染の根絶に向けまして、可能なことをしっかりとやっていかなければならないと考えてございます。

またあわせて、プラスチックリサイクル市場のひっ迫に当たりましては新たな処理ルート
の構築、こういったこともしっかりとやっていかなければいけないと思っております。

余りに過熱した、行ったり来たりみたいな議論がございましたけれども、冷静に頭はし
っかりと先を見据えて、ロジックで考えて、データに基づいて考える。あわせて、気持ち、
心は熱くこの問題に取り組んでいかなければならないと考えてございます。

小池知事は今年の5月、2050年にCO2実質ゼロに貢献するという「ゼロエミッション東京」
という宣言をいたしました。私どもは、これを受けまして12月には「ゼロエミッション東
京戦略」を策定し、プラスチック問題についてはその一環として、プラスチック削減プロ
グラムを策定、公表する予定でございます。

オリンピック・パラリンピックにつきましても、プラスチック対策をしっかりと進めてい
く予定で今、準備を進めているところでございます。

委員の皆様には、引き続き東京都のプラスチック対策に御指導賜りますようお願い申し
上げまして、御礼とかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○安井会長 どうもありがとうございました。

最後に、事務局から何か連絡事項がございましたら。

○中島計画課長 特にございません。

○安井会長 それでは、これで第23回東京都廃棄物審議会総会を閉会とさせていただきます。
す。

本日は、まことにありがとうございました。